

## 平成26年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成26年12月9日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	澤本 恒男君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

# 平成26年第4回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成26年12月9日(火)

午前10時00分開会・開議

会 期 平成26年12月9日～12月16日(8日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	議長定例町議会開会・開議宣告	---
2	---	<p style="text-align: right;">2番 宮 野 亨 議員</p> 会議録署名議員の指名 <p style="text-align: right;">3番 高 橋 邦 男 議員</p>	
3	---	会期の決定について	決 定
4	---	議会関係諸報告	---
5	---	町長あいさつ	---
6	議案第95号	奥多摩町基本構想の策定について	原案可決
7	議案第96号	奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例	原案可決
8	議案第97号	奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第98号	奥多摩町こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第99号	奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第100号	奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第101号	奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第102号	奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例	原案可決
14	議案第103号	秋川衛生組合の解散について	原案可決
15	議案第104号	秋川衛生組合の解散に伴う財産処分について	原案可決

16	議案第 105 号	西秋川衛生組合の規約の変更について	原案可決
17	議案第 106 号	訴えの提起について	原案可決
18	議案第 107 号	鳩の巣荘建設工事請負契約の変更について	原案可決
19	議案第 108 号	名坂線林道開設工事請負契約の変更について	原案可決

(午後 1 時 36 分 散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（前田 悦男君） これより平成 26 年第 4 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

2 番 宮野 亨議員、

3 番 高橋 邦男議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては、去る 12 月 3 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、清水典子議員よりご報告願います。清水典子議員。

〔議会運営委員長 清水 典子君 登壇〕

○議会運営委員長（清水 典子君） 議会運営委員会委員長報告。

平成 26 年第 4 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 12 月 3 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日 12 月 9 日から 12 月 16 日までの 8 日間とすることに決定いたしました。

次に会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

上程された議案は、町長提出議案 17 件であります。本日 9 日及び 11 日の 2 日間で審議いたします。

次に、12 月 16 日は、本会議 3 日目、本定例会の最終日ではありますが、一般質問を行い、閉会をする予定です。通告者は 7 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされまますようご協力お願いいたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別、採決別一覧表をごらんください。

初めに、議案第 95 号、奥多摩町基本構想の策定については、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 96 号、奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例、及び議案第 97 号の事務手数料条例の一部を改正する条例につきましては、それぞれ単独上程の即決と決定して

おります。

次に、議案第 98 号の、子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正条例、及び議案第 99 号のひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正条例の 2 議案は、関連がありますので、一括上程し、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 100 号の町営住宅使用条例一部改正条例、議案第 101 号の宅地分譲条例の一部改正条例、及び議案第 102 号の若者定住応援条例の一部改正条例までの 3 議案につきましては、関連がありますので、一括条例の即決と決定しております。

続きまして、議案第 103 号、秋川衛生組合の解散についてから、議案第 105 号、西秋川衛生組合の規約の変更までの 3 議案につきましては、関連がありますので、一括上程とし、採決につきましては、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 106 号の訴えの提起につきましては、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 107 号、鳩の巣荘建設工事請負契約の変更について、及び議案第 108 号、名坂線林道開設工事請負契約の変更につきましては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

本日の審議は、この議案第 108 号の審議をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議 2 日目の 12 月 11 日に行うことに決定しております。

本会議 2 日目は、補正予算の審議を行います。議案第 109 号から議案第 111 号までの平成 26 年度の一般会計補正予算（第 4 号）、下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）及び病院事業会計補正予算（第 2 号）の 3 議案については、一括上程とし、採決はそれぞれ即決と決定しております。

また、本定例会に対しての請願書及び陳情書につきましては、提出がありませんでしたので、各常任委員会は開催されません。

以上が、本定例会の会期、日程と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は本日から 12 月 16 日までの 8 日間とし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおり決定したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から

12月16日までの8日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程については、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願ひいたします。また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に秋川流域斎場組合議会及び西秋川衛生組合議会、並びに秋川衛生組合議会が開かれておりますので、その概要を、まず秋川流域斎場組合議員、高橋邦男議員よりご報告願ひます。

〔3番 高橋 邦男君 登壇〕

○3番(高橋 邦男君) 平成26年第2回秋川流域斎場組合議会定例会の報告をいたします。

去る10月20日午後1時30分より秋川流域斎場組合会議室で定例会が開かれ、町からは町長、酒井議員と私高橋と、宮田住民課長が出席しました。

全議員出席のもと、日程第1 会議録署名議員の指名では、7番東玉喜議員、8番平野隆議員が指名され、次に、日程第2 会期決定では、異議なく、本日1日限りと決定されました。

次に、日程第3 諸般の報告では、管理者から第2回定例会の開催に当たり、出席のお礼の後、ひので斎場の運営が順調に稼働をしていることのほか、平成26年4月からこの9月までの火葬状況は、あきる野市382件、日の出町124件、檜原村30件、奥多摩町70件、組合外41件の合計647件で、平成25年度と比較して21件の増となり、式場の利用状況はあきる野市106件、日の出町56件、檜原村6件、奥多摩町13件、組合外9件の合計190件と平成25年度と比較して14件増加していること。長期修繕計画に従い施設の維持管理を行っていき、今後も組合皆様の安全安心の施設運営を第一に考え対応していくとの挨拶がありました。

次に、日程第4 議案第5号 平成25年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定については、質疑では6番戸沢議員から審査結果の中で、経費削減にさらに努力をされたいとあるがの質問に、事務局から特にはなく、施設の改善などで経費削減に努力することなどであるとの答弁の後、採決した結果、原案のとおり承認されました。

次に、日程第5 議案第6号 平成26年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第1号)は、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,767万7,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額をそれぞれ2億8,294万6,000円と詳細な説明への後、質疑討論もなく、採決した結果、原案のとおり可決されました。

次に、秋川流域斎場組合議会全員協議会が開催され、秋川流域斎場組合議会一般質問に関する申し合わせ事項について、事務局から説明があり、1つ目、一般質問は、秋川流域斎場組合議会規則に基づき行う。2つ目、議会開催3週間前までに、一般質問の通告書を議長より送付する。3つ目、議会開催2週間前までに、一般質問の通告書を議長宛てに提出する。4つ目、議会開催1週間前の告示後議案書とあわせて、一般質問事項一覧表を送付する。5つ目、質問の順番は、一般質問の通告順とする。6つ目、一般質問は自席で行う。7つ目、郵送による一般質問の通告書の送付は、事務局に届いて開封したときをもって受け付けとし、確認の電話を事務局が行う。8つ目、ファクシミリ及び電子メールによる一般質問通告書の送信は、送信後、質問者本人が組合事務局へ電話連絡し、事務局が本人及び通告書を確認したときをもって受け付けとする。また、質疑の回数は、2回を超えることができない。ただし、議長の許可を得たときはこの限りではない。

意見として、坂本議員から、家族葬ができる施設整備ができないものかについて、管理者から近隣の斎場の状況を見て、内部的に検討させていただき答弁で終了した。

以上で、平成26年度第2回秋川流域斎場組合議会定例会及び全員協議会報告を終了します。

○議長（前田 悦男君） 以上で、秋川流域斎場組合議会定例会の報告は終わりました。

次に、西秋川衛生組合議員、須崎眞議員より、ご報告願います。

〔9番 須崎 眞君 登壇〕

○9番(須崎 眞君) 平成26年第2回西秋川衛生組合議会定例会の報告をいたします。

去る10月20日、午前9時30分から西秋川衛生組合会議室で開かれ、町からは町長、杉村、原島議員、私須崎と宮田住民課長が出席しました。

全議員出席のもと、清水議長、開会の挨拶の後、檜原村議、山崎氏欠席と、12名の出席で定足数に達しているとの報告がありました。

次に、日程第1 会議録署名議員では、7番青鹿和男議員、8番川脇敏徳議員が指名され、日程第2 会期の決定では本日1日限りと決定し、次に、日程第3 諸般の報告では事務局長から招集の告示と、管理者から平成26年第2回定例会に際し、議案3件の上程と秋川衛生組合の統合の全員協議会を開催すること、及びごみ処理について、4月以降問題なく順調に事業を進めているとの報告がありました。

次に、日程第4 議案第9号 平成25年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定につ

いて、管理者から歳入総額 54 億 4,598 万 3,170 円とするもので、歳出総額は 53 億 7,294 万 8,769 円で、差し引き 7,303 万 4,401 円は平成 26 年度に繰り越すとの報告と、平成 25 年度会計決算審査の意見では、決算書は関係法令に遵守して作成されており、誤りもなく適正に処理されている報告で、質疑では、6 番堀江武史議員が、5 月に環境展による環境大会が開催され、その内容について議会議員に照会できないかとの質疑に対して、事務局では環境報告を年 1 回実施しているが、今後も組合議員に報告するとの答弁の後、質疑討論もなく、採決した結果、原案のとおり認定しました。

次に、日程第 5 議案第 10 号 平成 26 年度西秋川衛生組合組織市町村負担金の変更については、3,809 万 7,000 円を減額し、7 億 4,542 万 3,000 円とするもので、その内訳で奥多摩町が対前年比 304 万 4,000 円の減となるとの説明の後、5 番田端あずみ議員から、今年度、繰越金があり、減額しているが来年以降も減額するのかとの質疑に対し、事務局から、今後、維持管理費が増大すること、平成 29 年度から起債の償還が始まるので負担金は増大するとの答弁の後、質疑なく採決した結果、原案のとおり可決しました。

次に、日程第 6 議案第 11 号 平成 26 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 1 号）では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 3,080 万 4,000 円とするとの説明の後、質疑討論もなく、採決した結果、原案のとおり認定しました。

次に、議会終了後、全員協議会が開催され、秋川衛生組合の開催に伴う西秋川衛生組合へ事業の承継について事務局から説明があり、秋川衛生組合の施設は昭和 44 年に稼働して以来、45 年も経過し施設の老朽化と、し尿処理量の減少により、施設規模が過大化しているため、本年 3 月に施設整備基本計画を策定した中で、秋川衛生組合と西秋川衛生組合を統合し、西秋川衛生組合で新施設を整備する方向性が示されたため、今年 5 月 26 日付で両組合の統合について、両組合管理者及び組織市町村長により「秋川衛生組合の解散等に関する確認書」の締結がなされました。その確認事項では、3 点の確認がされ、負担金については、1 つ目、秋川衛生組合を平成 27 年 3 月 31 日に解散する。2 つ目、秋川衛生組合の事務事業は、平成 27 年 4 月 1 日に西秋川衛生組合が引き継ぐ。3 つ目、秋川衛生組合の解散に伴う財産処分等の重要事項等を協議するため、「秋川衛生組合の解散等に関する協議会」を設置することとなり、秋川衛生組合の解散等に関する協議会の協議内容については、決定された事項は、1 つ目、し尿処理費、ごみ処理費の負担金の負担割合は、それぞれ別の割合とする。2 つ目、ごみ処理の負担割合が現行の平等割 10%、人口割 30%、事業割 60%とする。3 つ目、し尿処理費の負担割合は人口割を廃止し、平等割 5%、事業割 95%とする。

4つ目、し尿処理費の負担金は、平成27年4月1日から変更する。5つ目、議会費、人件費等の共通割合は全てごみ処理の負担金算出基礎額に計上する。6つ目、今後のごみ処理費とし尿処理費の負担金の負担割合は、ごみやし尿処理の変化等を踏まえ必要に応じて検討する。

財産処分については、秋川衛生組合の事務事業として、全て西秋川衛生組合が引き継ぐことから、秋川衛生組合の財産については、全て西秋川衛生組合が引き継ぐものとするとなりました。

今後のスケジュールでは、両組合の統合では、地方自治法の規定により、組織市町村の議決が必要となるため、平成26年第4回定例会に付議するものとなりました。付議案件は1つ目、秋川衛生組合の解散について。2つ目、秋川衛生組合の財産処分について。3つ目、西秋川衛生組合の規約変更についてであり、議会の同意がなされた後、秋川衛生組合の財産処分については、東京都知事に届け出し、西秋川衛生組合の統合については、東京都知事へ許可申請となります。

最後に、秋川衛生組合議会の議員の任期は平成27年3月31日をもって解散となるため、同日をもってその任期が終了することとなります。また、組織市町村の一部事務組合役職配分については、現行は秋川衛生組合の副議長1名が変更後は、西秋川衛生組合副議長に1名、秋川流域斎場組合監査委員に1名の配分となります。

以上、説明終了後議、議員任期の件で意見がありましたが、議論の結果、質疑もなく、全員により承認されました。

以上で、平成26年第2回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、西秋川衛生組合議会定例会の報告は終わりました。

次に、秋川衛生組合議員、師岡伸公議員よりご報告願います。

〔7番 師岡 伸公君 登壇〕

○7番（師岡 伸公君） それでは平成26年第2回秋川衛生組合議会定例会の報告をいたします。

去る10月23日午前10時から、秋川衛生組合で開かれ、町からは河村町長と清水議員、宮野議員、私師岡と宮田住民課長が出席しました。

議長の開会挨拶の後、10番、檜原村山口和彦議員の欠席届により、12名の出席で定足数に達しているため、定例会を開催する議長宣言がありました。

日程第1 会議録署名議員に、3番村野議員と、4番子籠議員の指名が行われ、次の日程第2 会期の決定では本日1日限りと決定されました。

次の日程第3 諸般の報告では、事務局から10月16日の告示により開催通知を送付した報告と、管理者からは、平成26年第2回定例会を開催したことの出席御礼と、専決2件議案2件の上程をさせていただき、組合施設も順調に稼働し、3月の基本計画により、生活環境影響調査を実施したとの報告。そして、平成26年度末で秋川衛生組合が解散し、西秋川衛生組合に統合する事務手続の日程等が決定し、後ほど全員協議会で説明があるとの報告がありました。

次の日程第4 専決第2号までは専決処分した秋川衛生組合定数条例の一部を改正する条例の報告及び承認については、事務局の説明後、質疑及び討論もなく、挙手多数により原案のとおり承認しました。

次に日程第5 専決第3号では専決処分した秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告、及び承認については事務局の説明後、質疑及び討論もなく、挙手多数により原案のとおり承認しました。

次に、日程第6 秋川衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について、事務局から説明の後、質疑及び討論もなく、挙手多数により原案のとおり承認しました。

次に、日程第7 平成25年度秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題にし、管理者から提案の説明がありました。歳入では、2億294万6,428円となり、歳出では1億8,876万9,962円となり、差し引き1,417万6,466円を平成26年度に繰り越す説明がありました。その後、質疑に入り、8番日の出町田村議員より質問があり、東京電力福島第一、第二発電所の事故に伴う賠償金、137万3,700円余の内容はどの質問に対し、放射能で汚染された脱臭活性炭の再利用ができないための処分量と、その汚染濃度測定費用であるとの答弁がありました。

その後、2番あきる野市松原議員から、地元対策費として毎年120万円は、統合後も検討されるのかとの質問に対し、この件については具体的に町内会と話し合いをしていない。今のところ検討の予定はない。との答弁がありました。その後、質疑討論もなく採決した結果、挙手多数により、原案のとおり認定をされました。

次に、当日引き続いて秋川衛生組合議会全員協議会が同会議室で行われ、秋川衛生組合の解散に伴う西秋川衛生組合への事業継承について事務局から次のように説明がありました。秋川衛生組合の施設は、昭和44年に稼働して以来、45年も経過し、施設の老朽化と、し尿処理量の減少により施設規模が過大化しているため、今年3月に施設整備基本計画を作成した中で、秋川衛生組合と西秋川衛生組合を統合し、西秋川衛生組合で新施設を整備

する方向性が示されたため、今年5月26日付で、両組合の統合について、両組合管理者及び組織市町村長により、「秋川衛生組合の解散等に関する確認書」の締結がなされました。

その確認事項の3項目及び秋川衛生組合の解散等に関する協議会の協議内容について、決定された事項6項目及び財産処分については、先ほどの西秋川衛生組合須崎議員の報告と同様でありますので、割愛をさせていただきます。また、平成26年第4回定例会に付議する案件、内容も同様であります。

最後に、秋川衛生組合議会の議員の任期は平成27年3月31日をもって解散となるため、同日をもってその任期が終了することとなります。その後質疑もなく、全員協議会は閉会となりました。

以上、平成26年第2回秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、秋川衛生組合定例議会定例会の報告は終わりました。

議会関係諸報告の報告は以上で終わります。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

本日、平成26年第4回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。師走に入りまして余すところ20日余りで、新しい年を迎えようとしておりますが、衆議院は、先月21日午前の閣議で衆議院の解散を決定し、午後の衆議院本会議で解散となりました。これにより、第47回衆議院選挙を12月2日に公示、14日投開票とし衆議院議員選挙は、2012年12月以来2年ぶりとなり、安倍首相の経済政策「アベノミクス」の評価を最大の争点に与野党各党は選挙戦に入っております。

安倍政権は、2012年度末の発足以来、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、そして「民間投資を喚起する成長戦略」という3本の矢を基本方針とする一連の経済政策アベノミクスを掲げ、デフレ問題を含む日本経済の抜本的改革に取り組んでいました。

今回の解散の理由については、首相は来年10月に予定されている消費税率10%への引き上げを2017年4月まで1年半先送りをする方針を表明した上で、「国民経済にとって重い決断をする以上、速やかに国民に信を問うべきだ」と述べ、「アベノミクスが正しいのか間違っているのか、選挙戦を通じて明らかにする」とも語っております。

自由民主党のまとめではアベノミクスの成果として、雇用の指数は全て政権を交代後に上昇し、就業者数は2012年12月から2014年9月を比較すると100万人増加し、有効求人倍率は22年ぶりの高水準1.09倍で、高校生の就職内定率は2012年9月に41%だったもの

が、2014年9月には54.4%に改善されたと報告しております。そのほか賃金の賃上げ率の向上、企業の倒産件数の減少、女性の活躍として政権発足後、女性の就業者数が約80万人増加していると報告しております。一方では、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部が報告した2014年7月から9月期のGDP成長率は、8日に発表された第2次速報値において実質0.5%のマイナス。また、年率で1.9%の減。名目で0.9%の減。年率では3.5%の減となり実質成長率、名目成長率ともに四半期連続のマイナス成長となりました。

このような状況を踏まえ、今回の衆議院選挙は、国民の皆さんがアベノミクスを指示するのか否かとするのか、今後の日本経済やこれからの日本の将来を左右する極めて重要な選挙になると思っております。

いずれにいたしましても、社会保障制度の問題や急速に進む少子高齢化社会の対応については喫緊の課題でありますので、与野党問わずオールジャパンで対応することは必要不可欠であると思っております。

次に、去る10月1日に、東京都功労者表彰式が開催され、奥多摩町消防団が長年にわたる、消防・災害対策活動の貢献が認められ、舛添知事より功労表彰を受賞いたしました。また、同月11日に、第44回東京都消防操法大会が東京消防庁訓練学校で行われ、小型動力ポンプの部に島しょを含む市区町村の消防団から、6隊が出場し消防審査が行われました。西多摩地区の代表として奥多摩町からは町の優勝隊である第二分団が出場し、第3位という優秀な成績をおさめられました。

住民皆様の安全・安心を支える消防団の活躍に心強く思うとともに、昨年からの奥多摩町、西多摩地区操法大会、そして今回の東京都消防操法大会と長い間にわたる訓練、大変団員の皆さんにはお疲れさまでございました。また住民の皆様の応援と、選手を支えていただいたご家族の皆様に感謝を申し上げるところでございます。

次に、第5期奥多摩町長期総合計画の策定状況でございますが、去る11月26日の臨時議会終了後に議会全員協議会を開かせていただき、担当より説明をさせていただきましたが、策定状況概要について私から改めてご説明をさせていただきます。

第5期奥多摩町長期総合計画（素案）については、広報9月号に掲載し、9月30日までパブリックコメントを募集し、1名の方から4件の提言がありました。また9月28日から9月30日に実施いたしました、タウンミーティングを3地区で計5回開催し、小河南地区30名、氷川地区延べ56名、古里地区延べ70名の参加があり、全体で156名の参加があり、延べ33名から57件のご意見ご提言をいただき、その後の質問や提言については、タウンミーティングの場において、私自身からお答えを申し上げます。

意を尽くせないお答えもあったかもしれませんが、住民皆さんがこの町に対する熱い思いからの貴重なご意見、ご提言に対しまして、私自身が考えお答えを申し上げました。多くの皆さんがご発言をいただき、こんなにいろんな点で町のことを考えていただいているのかと本当に感謝をいたしましたところでございます。

また、この住民皆さんのご意見につきましては、第5期長期総合計画素案にどのように反映しているのか、確認するように指示し、策定委員会委員会議を開催し、二度の庁議を経て、第5期奥多摩地長期総合計画案を策定いたしました。この計画は、先日の議会全員協議会においても説明申し上げましたが、まちづくり計画住民委員会の答申を得て、最大限反映し、さらにはタウンミーティングを行い、住民皆様の一人一人の意見を最大限反映し、共同で策定したものでありますので、奥多摩地長期総合計画条例に基づき、今後10年間のまちの指針となる基本構想について、今議会で上程させていただきますので、よろしくご審議ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

次に町政施行60周年記念事業の一環として、奥多摩町のイメージキャラクターデザインを、8月1日から9月30日まで募集したところ、全国から474点の応募をいただきました。今回の募集では奥多摩町のイメージにふさわしいキャラクターということもありましたので、緑や青などを基調としたものが多くありました。この474点の作品を一次審査し、一部の部38作品。子供の部7作品が最終選考へと進みました。この一般38作品、子供7作品につきましては、10月27日から11月28日に住民皆さんや全国の方から、奥多摩町イメージキャラクターの選考基準である、奥多摩町のイメージに合うもの、着ぐるみなどキャラクターグッズ等の作成に展開できるデザインであること、子供から大人まで多くの方に親しまれるものを基準に、全国から1,212票の多くの選考投票をいただきました。現在、その投票を集計中ではありますが。集計後に最終審査を行い、平成27年5月、町制施行60周年記念事業の一環として、奥多摩町の新たなイメージキャラクターとしてデビューをいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第95号 奥多摩町基本構想の策定については、奥多摩町長期総合計画条例に基づき、基本構想について議会の議決をいただくものであります。

次に、議案第96号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例は、定住対策、空家対策事業として規定を整備するものでございます。

次に、議案第97号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例は、社会保障、税制番号制度の導入に伴い規定を整備するものでございます。

次に、議案第 98 号 奥多摩町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、議案第 99 号 奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、第三者行為によって生じた医療費等助成等の規定を整備するものであります。

次に、議案第 100 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例、議案第 101 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例、議案第 102 号 奥多摩町若者定住化応援条例の一部を改正する条例は、第 5 期長期総合計画の策定に伴い、関係規定を整備するものであります。

次に議案第 103 号 秋川衛生組合の解散について、議案第 104 号 秋川衛生組合の解散に伴う財産処分について、議案第 105 号 西秋川衛生組合同規約の変更については、秋川衛生組合が解散することに伴い、西秋川衛生組合が継承するため規定を整備するものでございます。

議案第 106 号 訴えの提起については、99 カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消届けについて、承諾を得られない登記義務者を相手として不動産登記法第 63 条の規定に基づき、裁判所の決定により抹消登記を行うもので、以上 4 議案については、それぞれ地方自治法の規定に基づき、議会の議決をいただくものでございます。

次に議案第 107 号 鳩の巣荘建設工事請負契約の変更について、議案第 108 号 名坂線林道開設工事請負契約の変更についての 2 議案につきましては、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

次に議案 109 号から議案第 111 号までにつきましては現在執行しております、平成 26 年度奥多摩町一般会計及び特別会計、企業会計の 3 会計の補正予算であります。

以上条例の新設議案が 1 件、一部改正議案が 6 件、規約の一部改正議案が 1 件、契約案件 2 件、補正予算案件 3 件、その他議会の議決を得る案件 4 件の計 27 件であります。具体的な内容につきましては、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても、今後の事務事業執行の上で必要不可欠のものでありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、厳しい社会経済情勢は依然として続いております。町の自主財源である町税は高齢化の影響により、年々減少していくことが予想されるなど、町の財政環境は依然として厳しい状況にあり、今後もこれまで以上に、国、都に依存する割合は高くなるものと考えております。特に歳入予算の 4 割以上を占める東京都支出金の中でも町の振興事業、財政状況、経営努力等を総合的に勘案して交付される市町村総合交付金をより多く確保す

ることは、町の最重要課題であり、総合的な定住化対策を始め子ども子育て支援、少子化高齢化対策、観光産業の振興、教育環境の整備、住民の安全安心の確保等をより積極的に行うため必要不可欠であると考えております。

私は町長として、今後も財源確保のため、あらゆる機会を捉えて、町が抱えております少子高齢化問題等、地域の実情を東京都に対して引き続き理解してもらえるよう、努力をしてまいりたいと考えております。

また、みずからも事務事業の見直し等の内部努力に努め、行政改革により効率的かつ効果的な事務事業の執行を行うとともに、第4期長期総合計画は今年度が最終年度となりますが、今後も第5期長期総合計画を基本として、「生涯健康で自立してともに生きる奥多摩町」を目指してまいりたいと考えております。

議員皆様方におかれましては、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、第4回定例会の開会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって午前11時5分から再開といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第95号 奥多摩町基本構想の策定について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若葉 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若葉 伸一君） 議案第95号 奥多摩町基本構想の策定についてご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、奥多摩町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るべく基本構想を定めるため、奥多摩町長期総合計画条例第5条の規定により議会の議決を必要とするためでございます。

この奥多摩町長期総合計画につきましては、平成17年度に策定をいたしました第4期

長期総合計画が平成 26 年度をもって満了となることに伴い、新たに平成 27 年度を初年度とする 10 カ年の第 5 期長期総合計画の策定につきまして、平成 25 年 10 月 28 日、住民等 50 名で構成をされます奥多摩町まちづくり計画住民委員会に諮問をいたしました。当委員会におきまして、全体会議を 2 回、部会を延べ 28 回開催をいたしまして、慎重なるご議論を重ねていただき、本年 4 月 18 日、同委員会委員長より町長へ提言という形で答申をいただきました。この第 5 期長期総合計画策定につきましても、前回計画と同様に、多くの住民の方々にご参画をいただき、行政と協働してつくり上げてきたものでございます。

この計画の素案の策定に当たりましては、本年 5 月 7 日に町課長職で構成をいたします、第 5 期奥多摩町長期総合計画策定委員会を発足し、奥多摩町まちづくり計画住民委員会からいただきました、各分野にわたるさまざまな提言の内容を最大限に盛り込んでいくために、それぞれの内容を一つ一つ検討するとともに、あわせて住民アンケートの実施、計画の素案の公表等によるタウンミーティングの開催や、パブリックコメントの募集を通じ、より多くの住民皆様方からいただいたご意見の内容を検討した上で、今までの第 4 期長期総合計画に基づく施策、あるいは事業についての評価の検証を踏まえつつ、社会的、経済的情勢も鑑みながら、策定をしてきたものでございます。

この計画のうち、基本構想は、長期総合計画の基本理念を示すものとしたしまして、これから町が進むべき方向を明らかにし、まちづくりの最も基本的な指針となるものでございます。

それでは、基本構想の内容につきまして、議案書附属資料 1 ページをお開きください。ここで奥多摩町が目指す将来像を定めております。目指す将来の姿といたしまして、まず基本理念でございます。「豊かな森林と清流の中で自然と共生する本町は、多くの魅力に包まれた、住む人と訪れる人がいやされるまちづくりを進めていきます。この生活環境を多くの人に伝えることにより、より多くの人々が本町を訪れ、いきいきと活動する住民と交流することにより、活力あるまちづくりを展開をいたします。そのために住民の一人一人が、本町の生活者であるということに誇りと生きがいを感じ、生涯を健康で安心して暮らせる町として、住み続けたいと思えるよう、多くの住民が役割を持ってまちづくりに参加します」といたしました。

次に、将来像として、まちづくりのキャッチフレーズを「人 森林 清流 おくたま魅力発信！」～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～とし、期間中におけるまちづくりの PR スローガンを、「人と自然にいやされるまち・おくたま」、「巨樹と清流のまち・おくたま」と決めました。

また、本計画の愛称を「おくたま魅力発信計画」とし、全町一丸となって常に町の魅力を発信し続ける、私たちの意志と活動を確認する指針といたしました。

以上で議案第 95 号 奥多摩町基本構想の策定についての提案の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただきましてご決定を賜りますようお願いをいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 95 号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 95 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 95 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 95 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 95 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 96 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。少子化・若者定住化担当主幹。

〔少子化・若者定住化担当主幹 天野 成浩君 登壇〕

○少子化・若者定住化担当主幹（天野 成浩君） 議案第 96 号のページをお開きください。議案第 96 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例につきまして提案のご説明をさせていただきます。

理由につきましては、ただいま議案第 95 号でご決定いただきました、第 5 期奥多摩町長期総合計画基本構想の戦略的な取り組みとして、あすの奥多摩をつくる奥多摩創造プロジェクトにおきまして、少子化対策の推進、定住化対策の推進を位置づけており、その一環として、町に譲与等をされました空家や土地をいなか暮らし支援住宅、いなか暮らし支援宅地として、有効活用を図るため規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをごらんください。新規条例でございますので、内容をご説明させていただきます。

きます。第1条では目的について。町に譲与等された空家や土地をいなか暮らし支援住宅・土地（以下「いなか暮らし支援住宅等」という。）として、有効活用を図るため、規定を定めるものです。

第2条では設置について、空家等を活用することで、地域の活性化を図るため、いなか暮らし支援住宅等を別表にて定めるものです。それでは、2枚おめくりください。裏面の別表第2条関係をごらんください。表の左から名称、位置、内容の順に規定し、表中、名称の1行目、いなか暮らし支援住宅（梅沢）の項では、奥多摩町梅沢29番地2他、土地及び住宅1棟を、表中、名称の2行目、いなか暮らし支援住宅（海沢）の項では、奥多摩町海沢1019番地2他、土地及び住宅1棟を、表中、名称の3行目、いなか暮らし支援住宅地（海沢）の項では奥多摩町海沢1021番地1他、土地をそれぞれ定めるものがございます。

恐れ入りますけれども2枚お戻りください。条例第3条では、入居の公募についてを定めるものがございます。

第4条では、申込者の資格を定めるもので、第1号では、入居申請時に居住する世帯主が40歳以下の夫婦又は50歳以下の者で子ども（満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。）がいる世帯があること。ただし、町長が必要と認める場合には、この限りでないこと。第2号では、いなか暮らし支援住宅等（住宅付）については入所決定から1年以内、いなか暮らし支援住宅等（宅地のみ）については入所決定から2年以内に、みずからが居住する住宅を改修若しくは建築し、入居すること。第3号では、入居後、居住者全員の住民票を入居した住宅の住所地へ移動すること。第4号では、所在地の自治会に加入し、自治会や地域活動へ積極的に参加を、第5号では、いなか暮らし支援住宅等（住宅付）については、住民票を移動してから15年以上、いなか暮らし支援住宅等（宅地のみ）については、住民票を移動してから10年以上定住することを規定し、第6号では、申込者又は同居しようとする者が住民税等を滞納していないこと。第7号では、申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことをそれぞれ定めるものです。

第5条では、前条各号に規定する資格のある者、入居の申し込み及び決定を定めるものです。

次のページをお開きください。第6条では、入居者の選考について、申請の数が入居させるべきいなか暮らし支援住宅等の戸数を超えたときは、別に定める規定により入居者を決定すること。

第7条では、住宅入居等の手続について、いなか暮らし支援住宅等の入居決定者は決定

のあった日から 10 日以内に入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人の署名する保証書及び契約書を提出し、以下各号の規定をそれぞれ定めるものです。

第 8 条では、入居に係る費用の負担について、入居に係る全ての費用は、入居者の負担とすること。

第 9 条では、住宅等の明け渡し請求について、第 1 項では明け渡し請求することができる規定を各号で定め、第 2 項では明け渡し請求を受けた入居者は速やかに明け渡すこと。また、入居にかかった費用及び明け渡しに係る経費、契約書に基づき、入居者の負担とすることをそれぞれ定めるものです。

第 10 条では、立入検査について、管理上必要があると認めた場合は、検査し、入居者に対して、適切な指示と立入検査の規定を定めるものです。

次のページをごらんください。第 11 条では、無償譲与について、いなか暮らし支援住宅等（住宅付）については、住民票を移動してから 15 年以上、いなか暮らし支援住宅等（宅地のみ）については、住民票を移動してから 10 年以上経過した入居者に無償で譲与することができる規定を定めるものです。

第 12 条では、使用料について、入居者は前条に定める期間に達するまでの間、使用する物件の使用料として、当該物件に係る固定資産税相当額を毎年町に納めるための規定を定めるものです。

第 13 条では、定住祝い金について、入居者が前条に定める期間に到達した場合、定住祝い金を別に定める規定により交付することができるための規定を定めるものです。

第 14 条では、管理等について、住宅や敷地を適正に管理し、騒音や悪臭の発生など、近隣住民へ迷惑とならないための規定を定めるものです。

第 15 条では、委任として、この条例の施行に関する必要な事項は、規則で定めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第 96 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例につきまして説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 96 号の質疑を行います。質疑はありますか。7 番師岡 伸公議員。

○7 番（師岡 伸公君） 11 条、13 条、すごい条例をつくっていただいたかなというふう

に思うんですが、他の市町村であるかどうかわかりませんが、私が質問したいのは、6条あたりの入居者の選考、手続のところなんですけれども、空家対策もそうなんです、登録してからいろいろな形で聞き取りをしながらやられていると思うんですが、その一人の人が決定する間、ほかの人との対応ができないとなると、やはりどうしても、せっかく本来入ってもらいたい人が逃げてしまうような事例も多分あるんじゃないかと思うんですね。全国的にもこういう方々はいろいろなところを多分当て込んで申し込みをしたりしていると思うんですね。その辺の対応、このいなか暮らしの場合にはどうするか、ちょっとお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（前田 悦男君） 少子化・若者定住化担当主幹。

○少子化・若者定住化担当主幹（天野 成浩君） 入居に対しましてですけれども、別の施行規則に定めまして、入居の募集期間というものを設けてございます。来年の1月から募集を始めまして、2月に決定するという時間差はございますけれども、まずはこの別表の第1項に書かれている梅沢のところから始めてまいりたいと考えております。その関係で、一人の人に決定するまで、時間的には十分余裕があると考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（前田 悦男君） ほかに。4番原島議員。

○4番（原島 幸次君） 第4条の関係で、例えば土地を借りて建物をつくった場合、建物の権利関係はどうなのか。それから10年後に11条で入居者に無償で贈与するとありますが、そのとき時点で土地の権利も自分のものになるのか。その辺をお聞きしたい。

それからもう1点、今はちょっと山のほうで土地の価格も安いんですが、もしこの町の中の場合、やはり同じような感じでやるのかどうか。例えば南氷川だとか氷川の場合のこういう土地があった場合、同じような条件でやるのかどうか。地域的に差があるのかどうか。その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 少子化・若者定住化担当主幹。

○少子化・若者定住化担当主幹（天野 成浩君） 建物の権利関係でございますけれども、建物につきましては、15年ということで期間を定めております。15年たちましたら、その部分で無償で譲渡するというので、この部分で登記をさせていただくと、それまでは仮登記という形に考えてございます。

無償譲与の関係でございますけれども、建物、住宅、土地付については15年、土地については10年ということで定めておりますけれども、その部分で無償の譲渡という形をとらせていただく形になります。

今後ですけれども、こういう形が増えてまいりますと、条例を一部改正をしながら、こういう部分を追加していくという形で捉えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 96 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 96 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 96 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 96 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 97 号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 議案第 97 号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案のご説明を申し上げます。

理由。社会保障税番号制度の導入に伴い、住民基本台帳カード交付手数料の無料期間を延長するため、規定を整備する必要があるためでございます。この社会保障税番号制度、いわゆる国民一人一人に割り振られますマイナンバー制度の導入が平成 28 年 1 月から始まるに当たりまして、平成 27 年 12 月 31 日まで今までどおり無償期間を延長するものでございます。

条例改正文もございますが新旧対照表の 1 ページをごらんいただきたいと思います。奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。附則、第 3 項中平成 27 年 3 月 31 日を平成 27 年 12 月 31 日までに改めるものでございます。附則、この条例は平成 27 年 4 月を 1 日から施行する。

以上で議案第 97 号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案のご説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 97 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 97 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 97 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 97 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 97 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 98 号 奥多摩町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第 10 議案第 99 号 奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 98 号 奥多摩町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第 99 号 奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由及び改正内容についてご説明いたします。

提案の理由でございますが、いずれの条例も第三者行為、交通事故等によって生じた医療費助成の実施及び求償について法的根拠を明確にするため、規定を整備する必要があるため改正するものでございます。交通事故等、第三者行為によって生じた医療費につきましては、これまで助成を行った場合、民法の規定を類推し、町は第三者に助成額相当の損害賠償の求償を行うとしておりましたが、これを改めて条例で規定し、法的な根拠を明確にするため、規定を整備するものでございます。

条例改め文もございますが新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表 2 ページお開き願います。左側の新の列をごらんください。条例第 8 条の届け出義務に新たに第 3 項として、対象者は第三者行為に係る医療費助成を受けたときはその事実、第三者の氏名、住所

等を町長に届け出なければならない旨の規定を加えるものでございます。

次の第 10 条は、行の全てを改めるもので、新たに損害賠償の請求権の譲渡として、第 1 項では、対象者、第三者行為に係る医療費の助成を受けたときは、助成額の限度において対象者が第三者に対して有する損害賠償請求権を町に譲渡すること。第 2 項では、対象者は、損害賠償請求権を町に譲渡とした場合は、第三者にその旨を通知しなければならないと規定するものです。

次に、これまでの第 11 条を 1 条繰り下げ第 12 条とし、新たに第 11 条をとして、助成費の返還等の条を加えるもので、第 1 項第 1 号では、不正な行為により医療費の助成を受けた場合の返還の規定を、第 2 号から第 4 号までは、第三者行為に係る助成について条例の規定に違反した場合の返還の規定を定めるもので、第 2 項では、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額を限度として助成を行わない。または助成した額を返還させることができることを規定するものです。

新旧対照表の 3 ページをごらん願います。附則でございますが。第 1 項では、施行期日として、この条例は公布の日から施行すること。第 2 項では、条例の施行前に行われた助成については、現行の規定を適用する旨を規定するものです。

次に、議案第 99 号 奥多摩町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正でございますが、ただいまご説明申し上げました、こども医療費の助成に関する条例の改正と同様の内容でございます。第 8 条届け出義務に、第 3 項を追加する規定、第 10 条を全部改める規定、第 11 条を 1 条繰り下げ第 12 条とし、第 11 条を新たに加える規定について全て同様の改正でございます。また附則につきましても、同様に公布の日から施行することと、条例施行前の助成に関する経過措置の規定でございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第 98 号及び議案第 99 号の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 98 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 98 号の質疑を終結します。

次に、議案第 99 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 99 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 98 号及び議案第 99 号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 98 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 98 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 99 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 99 号については、原案のとおり可決されました。

○議長(前田 悦男君) 次に、日程第 11 議案第 100 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例、日程第 12 議案第 101 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例、日程第 13 議案第 102 号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例、以上 3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

[地域整備課長 須崎 政博君 登壇]

○地域整備課長(須崎 政博君) それでは、議案第 100 号のページをお開きください。議案第 100 号から議案第 102 号の条例の改正につきましては、関連がありますので一括でご説明をさせていただきます。

それでは、議案第 100 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、第 5 期期奥多摩長期総合計画の施行に伴い、定住対策の具体的な見直しを行い、長期総合計画との整合性を図るため、関係規定を整備する必要があるものでございます。

条例の改め文もございますが新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表の 6 ページをごらんください。奥多摩町営住宅使用条例(平成 7 年条例第 17 号)の一部を次のように改正するものでございます。第 2 条の表の名称の下線の部分「海沢若者住宅」を「若者住宅(海沢)」に、「川井若者住宅」を「若者住宅(川井)」に改めるものでございます。

次に、第 3 条第 5 項中の下線の部分「海沢若者住宅」を「若者住宅」に、「促進するため

に建設した」を「促進するための」に改め、同条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号として、第 8 号を第 7 号とするものでございます。

次に、6 ページから 7 ページにかけてお願いします。第 6 条第 7 号中の下線の部分「海沢若者住宅」を「若者住宅」に改め、次に 7 ページに移ります「、現に同居し、又は同居しようとする配偶者（婚姻届け出をしないが事情上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。）があるものを削り、「45 歳以下であること」を「40 歳以下の夫婦又は 50 歳以下の夫婦で子ども（中学生以下の者。以下この条において同じ。）がいる世帯、若しくは 50 歳以下の者で子どもがいる世帯があること」に改め、同条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号と改めるものでございます。

次に、第 6 条の 2 中の下線の部分。「海沢若者住宅」を「若者住宅」に、「入居期間は 5 年以内」を「入居期間は、世帯主の年齢が 30 歳以下は 12 年以内、40 歳以下は 10 年以内、50 歳以下は 7 年以内」に改め、同条中のただし書きの中「認めるときは」の次に「、それぞれ」を加えるものでございます。

次に、第 6 条の 3 を削除するものでございます。

次に第 7 条第 2 項中の下線の部分、「使用対象者を決定することができる」の次に、「ただし若者住宅については、別に定める者」を加えるものでございます。

次に第 32 条 2 項中の下線の部分、「第 1 項」を「前項」に改めるものでございます。

次に 8 ページをお願いいたします。別表第 1 中の名称の下線の部分「海沢若者住宅」を「若者住宅（海沢）」に「川井若者住宅」を「若者住宅（川井）」に改めるものでございます。

次に別表第 2 中の名称の下線の部分「海沢若者住宅」を「若者住宅（海沢）」に、「川井若者住宅」を「若者住宅（川井）」に改めるものでございます。

次に別表第 3 中の下線の部分「海沢若者住宅」及び「川井若者住宅」をそれぞれ削り、名称を「若者住宅」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

また、（入居期間の特例）としましては、2、第 6 条の 2 の規定については、施行日においては、若者住宅に既に入居している者については、この規定の施行日から最長 12 年までの入居とするものでございます。

以上で議案第 100 号の説明を終わります。

次に、議案第 101 号のページをお開きください。

議案第 101 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例につきましては、提案の理

由でございますが、議案第 100 号と同様の内容でございますので割愛させていただきます。

条例の改め文もでございますが新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の 9 ページをごらんください。奥多摩町宅地分譲条例（平成 18 年条例第 4 号）の一部を次のように改正するものでございます。

第 2 条第 1 項中の下線の部分「20 歳以上 50 歳以下のこと。」を「45 歳以下の夫婦又は 50 歳以下の者で子ども（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者。）がいる世帯とする。」に改めるものでございます。

次に、第 3 条中の下線の部分「適格」を「資格」に改めるものでございます。

次に、第 6 条第 1 項中の下線の部分「公開抽選」を「別に定める規定」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 101 号の説明を終わります。

次に、議案第 102 号のページをお開きください。議案第 102 号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び内容についてご説明いたします。

提案の理由でございますが、議案第 102 号につきましても内容は同様でございますので割愛させていただきます。

条例の改め文もでございますが新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表の 10 ページをごらんください。奥多摩町若者定住応援条例（平成 27 年条例第 33 号）の一部を次のように改正するものでございます。

第 2 条第 1 項中の下線の部分「20 歳以上 50 歳以下の者」を「45 歳以下の夫婦又は 50 歳以下の者で子ども（中学生以下の者。）がいる世帯、若しくは 35 歳以下の単身者をいう。」に改めるでございます。

次に第 4 条第 1 項中の下線の部分 3 行目「新築、改築又は既存住宅等の取得の場合は 500 万以上、増築の場合は 250 万円以上である。」ことを削り、「50 万以上であること」に改め、次にまた前条第 1 号の事業を実施後、1 年以内のものとし、補助等を受けることができる回数は 1 回のみとするを加えるものでございます。

次に第 5 条第 1 項中の下線の部分「160 万円」を「200 万円」に改め、同条第 2 項中の下線の部分「海沢住宅に 1 年以上 5 年未満入居している者」を「若者住宅に入居している者」に改める。

次に、議案第 102 号のページをお開きください。議案第 102 号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び内容についてご説明いたします。

提案の理由でございますが、議案第 102 号につきましても内容が同様でございますので、割愛させていただきます。

条例の改め文もございませうが新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表の 10 ページをごらんください。奥多摩町若者定住応援条例（平成 27 年条例第 33 号）の一部を次のように改正するものでございませう。第 2 条第 1 項中の下線の部分「20 歳以上 50 歳以下の者」を「45 歳以下の夫婦又は 50 歳以下の者で子ども（中学生以下の者。）がいる世帯、若しくは 35 歳以下の単身者をいう。」に改める。でございます。

次に第 4 条第 1 項中の下線の部分 3 行目、「新築、改築又は既存住宅等の取得の場合は 500 万以上、増築の場合は 250 万円以上」であることを削り、「50 万以上であること」に改め、次にまた前条第 1 号の事業を実施し、実施後 1 年以内のものとし、補助等を受けることができる回数は 1 回のみとする。を加えるものでございませう。

次に第 5 条第 1 項中の下線の部分「160 万円」を「200 万円」に改め、同条第 2 項中の下線の部分「海沢住宅に 1 年以上 5 年未満入居している者」を「若者住宅に入居している者」に改め、同条第 3 項中の表の下線の部分「（ただし、年 2 % 以内）」を削るものでございませう。

次の 11 ページをお開きください。2 としまして、この条例は「平成 27 年 3 月 31 日」を、「平成 32 年 3 月 31 日」に改めるものでございませう。

附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございませう。

以上で議案第 102 号及び 3 議案の説明を終わります。ご審議をいただきましてご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 100 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 100 号の質疑を終結します。

次に、議案第 101 号の質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 101 号の質疑を終結します。

次に、議案第 102 号の質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 102 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 100 号から議案第 102 号までについて、討論を省略し、採決したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 100 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 100 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 101 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 101 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 102 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 102 号については、原案のとおり可決されました。

○議長（前田 悦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開といたします。

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（前田 悦男君） 午前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 14 議案第 103 号 秋川衛生組合の解散について、日程第 15 議案第 104 号 秋川衛生組合の解散に伴う財産処分について、日程第 16 議案第 105 号 西秋川衛生組合の規約の変更について、以上 3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 議案第 103 号から議案第 105 号につきましては関連がござ

いますので一括でご説明させていただきます。

初めに、議案第 103 号 秋川衛生組合の解散について提案のご説明を申し上げます。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、平成 27 年 3 月 31 日をもって秋川衛生組合を解散する。

（理由）秋川衛生組合を解散するため、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出いたします。

この解散につきましては、平成 26 年第 2 回定例会に全員協議会で、秋川衛生組合の解散に伴う西秋川衛生組合への事務事業の継承についてご報告させていただきました内容と、第 2 回組合議会議員全員協議会の報告の内容と同様の内容となります。秋川衛生組合の西秋川衛生組合の統合につきましては、地方自治法の規定により、組織市町村議会の議決が必要となります。このため、今定例会に付議し、議決後、組織市町村長により協議会協議書を締結し、秋川衛生組合の解散及び秋川衛生組合の財産処分については、東京都知事に届け出し、西秋川衛生組合の規約変更については、東京都知事に許可申請することとなります。

以上で、議案第 103 号の説明を終わります。

次に、議案第 104 号 秋川衛生組合の解散に伴う財産処分について提案のご説明を申し上げます。地方自治法第 289 条の規定により、秋川衛生組合の解散に伴い、同組合の財産は、全て西秋川衛生組合に帰属させるものとする。

理由としまして、秋川衛生組合の解散に伴い、同組合の財産を処分するため、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出します。内容につきましては議案第 103 号の内容と同様の内容でございます。

以上で、議案第 104 号の説明を終わります。

次に、議案第 105 号 西秋川衛生組合同規約の変更について提案のご説明を申し上げます。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、西秋川衛生組合の規約の一部を次のように変更する。

理由としまして、秋川衛生組合が解散することに伴い、その事務を西秋川衛生組合が承継するため、規約の変更をする必要があるでございます。地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出いたします。

それでは条例改め文もございしますが、新旧対照表の 12 ページ及び 13 ページをお開きください。12 ページの上の左枠が改正前、右枠が改正後となります。組合同規約の第 2 条及び第 5 条の 2 項及び第 6 条及び 9 条の第 2 項から 4 項、及び第 11 条の 2 項及び第 13 条中の

組織市町村を、構成市町村に改めるもので、地方自治法の改正に伴い、法律と同じ言葉にあわせるものでございます。

次に、第3条に第2号のし尿処理施設の設置及び運営に関することを追加し、その他の各号については、語句の整理を行ったものでございます。

附則では、5号を追加し、組合は平成27年3月31日をもって解散する。秋川衛生組合の事務を承継する。

附則、この規約については、平成27年4月1日から施行する。

以上で、議案第103号 秋川衛生組合の解散について、議案第104号 秋川衛生組合の解散に伴う財産処分について、及び議案第105号 西秋川衛生組合の規約の変更についてご説明を申し上げました。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第103号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第103号の質疑を終結します。

次に、議案第104号の質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第104号の質疑を終結します。

次に、議案第105号の質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第105号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第103号から議案第105号までについて、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第103号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第103号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15 議案第 104 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 104 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16 議案第 105 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 105 号については、原案のとおり可決されました。

○議長（前田 悦男君） 次に、日程第 17 議案第 106 号 訴えの提起について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 若菜 伸一君 登壇]

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 106 号 訴えの提起についてをご説明させていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1 として、訴えの要旨は、99 カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消登記について、承諾を得られない登記義務者を相手方として、不動産登記法第 63 条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うために訴えを提起するものでございます。

2 として、訴える相手方は、99 カ年地上権抹消登記義務者（別紙に掲げる者）延べ 406 名です。

3 といたしまして、管轄裁判所は、東京地方裁判所立川支部でございます。

本議案につきましては、明治 43 年 11 月 9 日に旧古里村の村有地、延べ 58 筆 314 名の方が 99 カ年の地上権を設定しておりましたが、平成 21 年 11 月 10 日をもって、全ての地上権の存続期間が満了したことに伴い、既にその権利は消滅しております。そのため、本来であれば権利の抹消登記は旧地上権者が行うところでございますが、多くの労力と費用をかけることができないということから、町で一括して抹消手続を行うことで合意しております。

この地上権の抹消登記のため、町では平成 22 年度から現在まで、必要な相続関係図の作成を行うとともに、旧地上権者のご理解を得ながら、抹消登記に必要な承諾書及び印鑑証明書の提出をお願いしてまいりました。現在までに戸籍の追跡調査により、相続関係図

を作成した結果、4,429名の権利者がいることが判明をしております。そのうち既に2,465名、56%の方からご承諾をいただいておりますが、残る1,964名の方からは承諾が得られておりません。この承諾の依頼書を発送する際、承諾書をいただけなかった場合は、裁判の手续により抹消登記を進めることは十分に周知をさせていただいているところではございますが、今回、承諾を得られていない1,964名の方のうち、特にこれまでに全くご連絡、あるいは返信がいただいている町外の方、406名を相手方とし、訴訟により抹消登記を行うため、訴えを提起するものでございます。

この抹消登記の訴訟の委託先は、社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会とし進めてまいります。なお、本件は訴訟というかたちはとりますが、既に権利は存続期間満了により消滅をしておりますことから、相手方の出廷がなくても裁判所の認容の判決に基づきまして、事務的に抹消登記が行われるものでございます。なお、承諾書を得られていない残り1,500人余りの方に対しましても、今後も粘り強く承諾書のご提出を求めてまいります。来年3月までにご承諾がいただけない方々につきましては、再度訴えを提起させていただき、訴訟による抹消登記を行ってまいりたいと考えております。

慎重なるご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第106号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で議案第106号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第106号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第17 議案第106号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第106号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第107号 鳩の巣荘建設工事請負契約の変更について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 107 号 鳩の巣荘建設工事請負契約の変更についてをご説明をさせていただきます。提案の理由につきましては、平成 25 年 9 月 11 日に締結したこの契約について、内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約につきましては、平成 25 年第 3 回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第 74 号として議決をいただいた、鳩の巣荘建設工事請負契約の一部につきまして、次のとおり変更させていただくものでございます。

1 として、変更前の金額は、8 億 5,155 万円でございます。

2 として、変更後の金額は、10 億 5,962 万 2,800 円となります。

3 として、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社代表取締役、佐久間一三氏です。

現在、変更仮契約を締結しておりますので、本日、議決をいただきますと本契約となります。

工事の概要につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上で、議案第 107 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） それでは、ただいま上程の議案第 107 号 鳩の巣荘建設工事の概要につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の次のページをおめくりください。変更工事概要書となっております。工事の件名、場所等につきましては、ただいま企画財政課長から説明をさせていただきましたとおりでございます。

次に 4 の、変更金額及び工期でございますが、本変更契約によりまして、金額を 2 億,807 万 2,800 円の増とし、工期につきましては、平成 27 年 2 月 27 日までを、平成 27 年 6 月 30 日までとしております。

次に 6、変更理由でございますが、宿泊部屋数を満たす駐車場の確保のため、隣接地の旧学生寮に駐車場を新設すること、及び労務単価並びに資材価格の高騰により、未発注でございました厨房機器、家具、外構等の工種を追加すること。また工期につきましては、新規駐車場及び進入路整備工が追加となったことによるもので、鳩の巣荘のオープンに関

する本体工事につきましては、これまでの予定どおりに進めてまいります。

次、7、変更概要でございますが、追加工事内容として記載させていただいております各工事となります。

次のページをお開きください。これ以降が図面となりますが、このページは全体平面図でございます。赤い線の部分が変更点でございますが、主要な部分のみ説明をさせていただきます。

駐車場につきましては、図面中央、上側に囲ってございます部分が、当初契約時の駐車場ですが、当初、整備11台分を施工時にも利用する6台分に削り、新たに図面右側、学生寮があった部分19台を予定し、本館横の3台を合わせ、合計で駐車台数を28台とするものです。また進入路につきましても、拡幅し専用の歩道を設けるものです。

次のページをお願いします。地下1階平面図です。当初、倉庫と予定しておりましたものを拡幅し、舞台として利用ができるようにするものと、その右の囲みは取付家具及び昇降機を選定し追加するものです。

次のページをお願いいたします。1階平面図です。図面左側の大浴場では、露天風呂を拡張し、右側のレストランは車椅子対応や立食パーティにも対応できるようフラットとし、厨房では機器類を選定し追加するものです。なお、本日机の上に完成予想図を配付させていただきました、最初のページの下段がレストランの完成予想図となっております。

次のページをお願いいたします。2階平面図です。客室全てを囲っておりますが、内装、照明、器具類など、全般にわたり使い勝手がよく、清掃等もしやすいよう、指定管理者と指定管理者が委託しましたアドバイザー、デザイナーと協議の上見直したものでございまして、完成予想図の2ページ目の下段のようにするものです。

次のページをお願いいたします。3階平面図です。2階同様でございます。完成予想図につきましては、その次のページの同じく下段が予想図となっております。

次のページをお願いいたします。4階平面図です。こちらも内容につきましては同様でございます。

以上で、議案107号 鳩の巣荘建設工事請負契約の概要につきましてのご説明を終わらせていただきます。どの工事も鳩の巣荘運営に必要な不可欠なものでございますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第107号の質疑を行います。質疑はありますか。7番師岡 伸公議員。

○7番（師岡 伸公君） 企画財政課長にちょっとお尋ねをさせていただきたいと思いません。

変更理由で、新規の駐車場、進入路が変更になったということで、この辺は十分理解できるんですけども、資材高騰により未発注であったというところなんですけど、この辺今のほうが現在、この姿になってからの発注のほうが、やはりよかったというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

それと、例えば厨房機器ですとか、エレベーターのあたりは当初入札では不可能なのかどうか、やはり全体の流れでここに来たというふうなことなのか、そのあたりをちょっともう少し詳しくご説明いただければありがたいと思います。

9月議会で、いわゆる先日拝見させていただいた家具ですとか、情報機器、家電、布団等の備品が8,100万円ということになってますので、総体的にはこの鳩の巣荘を有意義に運営するために必要なものというふうに解釈はされますけれども、そのあたりをご説明いただければと思います。

それともう1つ、先日、観光課長さんの音頭で拝見させていただきました。大変ありがとうございました。私は泊まってみたいなと思いました。アメニティの部分ですとか、いろんなところにコンサルタントの方の説明を受けまして、非常に考えて工夫されているなというふうに思いました。あの場所だけですけれども、やはり泊まってみたいという感がありました。特に部屋のたびなんかは、やっぱりお客さんによっては草履で素足で行くというのに、非常に嫌悪感を示す方もいらっしゃるし、宴会や脱衣場でのいろんなケースがありますので、ああいう細かなところも、あの価格で用意できるということは非常にありがたいかなと。

それから1つ思ったのは、ドライヤーなんですけど、あれ非常に高価なものではないでしょうか。女性がスキンケアですとか、そういうものにも非常にいいものだというふうに私調べました。ただ、このことを町民の方にいいよというふうに言ったら、「師岡さん、ドライヤーあんまりいいと持ってっちゃう人がいるから、それは気をつけたほうがいいよ」というふうに、どこの国とは言いませんけれども、そういうお客さんもやっぱりいるというので、そういうリスク管理ですとか、そういうこともこれから運営上の問題で、十分ご配慮いただくような形をお願いできたらなというふうに思います。すみません、感想がありました。それじゃ企画財政課長さん、よろしくお願いします。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 7番、師岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

す。

この鳩の巣荘の建設工事でございますけれども、今年度、当初予算におきまして、3 年の継続費という形で、全体では 11 億 7,500 万円ほどの予算を計上させていただいております。その中で、当初予算で 8 億 8,040 万円ほどの工事費で予算を組んだところでございますけれども、ただいま議員さんおっしゃられたとおり、人件費が非常に高騰しております、3. 11 の東北の復興の関係で、非常に人の問題、資材の問題、不足してございまして、特に型枠工であったり、配筋工といったものの人件費が非常に高騰していると。また、資材についても同様に高騰して物がないという状況の中で、本来であればエレベーター等は当初に組むべきものではあるんですけども、その 8 億 8,000 万円の当初の中で、26 年度の予算の中で、当初組めなかったということ踏まえて、今回の補正になったものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（前田 悦男君） ほかに。3 番高橋 邦男議員。

○3 番（高橋 邦男君） 変更工期が 27 年の 6 月 30 日というふうになりましたけども、当初のオープンがゴールデンウィークには間に合うようにというお話だったんですけど、それは変更はないのかどうか、お願いします。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 3 番、高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

当初工期 2 月の 28 日までということで、今回 6 月 30 日まででご提案をさせていただいておりますが、こちらにつきましては、取付道路、あるいは駐車場等の整備ということで、本館につきましては、年度内竣工ということで、竣工後にはその部分だけを先に引き渡しをして、予定どおりゴールデンウィークにはオープンするように準備を進めてまいります。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で議案第 107 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 107 号について、討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 18 議案第 107 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 107 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19 議案第 108 号 名坂線林道開設工事請負契約の変更について、を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 108 号 名坂線林道開設工事請負契約の変更についてをご説明させていただきます。

提案の理由につきましては、平成 26 年 6 月 11 日に締結したこの契約について内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約につきましては、平成 26 年第 2 回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第 63 号として議決をいただきました名坂線林道開設工事請負契約の一部につきまして、次のとおり変更させていただくものでございます。

1 として、変更前の金額は 6,804 万円でございます。

2 として、変更後の金額は 7,821 万 9,865 円となります。

3 として、契約の相手方は東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地。佐久間建設株式会社代表取締役佐久間一三氏です。現在変更仮契約を締結しておりますので、本日議決をいただきますと本契約となります。変更工事の概要につきましては、所管の課長より説明をさせていただきます。

以上で議案第 108 号の説明を終わります。ご審議の上ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、議案第 108 号の次のページをお開きください。議案第 108 号の工事概要につきましてご説明申し上げます。

1、工事件名につきましては名坂線林道開設工事。第 1 回設計変更でございます。

2、工事の場所につきましては奥多摩町大丹波地内でございます。

3、契約金額につきましては、6,804 万円で、工期は平成 27 年 3 月 10 日でございます。

4、変更金額につきましては、7,821 万 9,865 円で、1,017 万 9,865 円の増額となります。

5、続きまして変更理由でございますが、平成26年10月5日の台風18号により、工事箇所が崩落いたしましたので、このことにより崩落土砂の排除及び法枠吹付工が増額するものでございます。

6、変更の概要といたしましては、土砂排除工が、1,180 m<sup>3</sup>の増工となります。法枠吹付工につきましては、374.6 平米の増工となります。舗装工につきましては現場条件により、舗装の一部を減として、53.6 平米とする変更でございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。施工箇所、大丹波地内となります。

次のページをお願いいたします。平面図でございます。図面左側の赤書きの部分が増工箇所となりまして、今回崩落した箇所となり、黄色の部分が当初の設計となっております。

次のページをお願いいたします。横断図でございます。同様に赤書き部分が増工部分となります。黄色い部分は当初の設計です。

次のページをお願いいたします。道路展開図でございます。吹付法枠工の増工部分を赤書きで示しております。

次のページをお願いいたします。同様に、道路展開図となります。舗装工の減の箇所を黄色で示しております。

以上で、議案第108号の説明を終わります。ご審議をいただきましてご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第108号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第108号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第108号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第19 議案第108号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第108号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は12月11日となっておりますので、あす12月10日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、あす12月10日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議2日目は12月11日午前10時より開議しますのでご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後1時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員